

組合員の皆様へ

次年度（令和9年度）における農業機械・施設導入（県単事業）の事前要望調査について

日頃より当JAの事業運営につきまして、多大なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当JAでは組合員の皆様の営農活動を支援するため、県等の補助事業を活用した農業機械・施設の導入を検討しております。

つきましては、次年度（令和9年度）の事業実施に向け、組合員の皆様が計画的に設備投資を行えるよう、下記の通り事前要望調査を実施いたします。

なお、今回の調査は、皆様が導入を検討されている機械・施設をあらかじめ把握し、予算確保や事業計画の策定を行うために必要なものです。補助事業の活用をご検討されている方は、ご多忙の折とは存じますが、内容をご確認の上、期日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 調査対象となる補助事業

別添資料（資料1～4）をご参照ください。

【資料1】果実供給力強化支援事業・野菜花き等生産体制強化支援事業

※（リース）：産地強化のための「大型投資・施設更新」

【資料2】担い手総合支援事業（認定新規就農者）

※（新規就農）：就農初期の「機械施設整備」

【資料3】農業施設等リノベーション対策支援事業

※（リノベーション）：低コストな「中古・既存活用」

【資料4】気候変動適応産地づくり総合対策事業

※（気候変動）：猛暑を乗り切るための「最新技術・環境制御」

2 提出方法

別添の「事前要望調査書」に必要事項を記入の上、提出先までご提出ください。

※ご提出いただいた後、担当者が個別ヒアリングを行い、事業要件との適合性を確認させていただきます。

3 提出期限

令和8年9月30日（水）までに各営農センターへ

4 お問い合わせ先

本所営農企画課	(TEL 22-8151)
宇和島営農センター	(TEL 22-7722)
伊予吉田営農センター	(TEL 52-2939)
三間営農センター	(TEL 58-3322)
鬼北営農センター	(TEL 45-1313)
津島営農センター	(TEL 32-5951)
南宇和営農センター	(TEL 72-1160)

5 ご留意事項

本調査は次年度の事業計画および予算要望を目的としたものであり、提出をもって補助採択が確定するものではありません。また、予算の都合によりご要望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

果実供給力強化支援事業・野菜花き等生産体制強化支援事業（リース事業）

1 リース支援する農業施設等（新設に限る）

分類	機械施設の名称	対象品目・品種	リース期間	メーカー標準価格
果樹	APハウス	紅まどんな、甘平、 紅プリンセス	14年	15,000千円/10a
	簡易雨除けハウス	紅プリンセス	14年	8,000千円/10a
	防風防鳥ネット	ブラッドオレンジ、紅プリンセス	14年	2,000千円/10a
	果樹棚	キウイフルーツ	14年	2,000千円/10a
	ドローン機体	温州みかん、中晩柑類	7年	2,500千円/台
	ドローン資格取得	温州みかん、中晩柑類	－	300千円/人
野菜	パイプハウス	きゅうり	14年	10,000千円/10a

2 主な採択要件

次の（１）から（４）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- （１）国庫補助金等の対象とならない農業機械・施設であること。
- （２）JA えひめ南地域農業振興計画の方針等に協力できる組合員であること。
- （３）一農業施設等当りの受益農家戸数が３戸以上であること。
- （４）法定耐用年数に相当する期間内は損害補償保険等に参加すること。

3 県補助率 事業費（消費税は除く）の 1/3 以内 ※各市町の補助率は未定。

4 受付期間 令和８年８月４日（火）～９月３０日（水）

5 主な留意事項

- （１）令和９年度県予算が未確定のため、事業内容、採択要件等は変更となる場合があります。
- （２）同一農業経営体による重複申請や他の補助事業との重複申請は出来ません。
- （３）目的外使用になりえる農業施設等については補助対象外となります。
- （４）事前要望調査書を提出された方を対象に後日ヒアリングを行ないます。
- （５）ドローンの機体及び資格取得については、任意の防除組合等を設立し、その団体に対してリースすることを想定しています。（機体の保険料等のランニングコストは補助対象外）
- （６）温州みかん産地強化支援として、温州みかんの苗木補助を検討中。

令和9年度担い手総合支援事業（新規就農者機械施設整備事業）の事前要望調査

【対象者：認定新規就農者（ただし、就農1年未満の者は除く）】

JA えひめ南では、認定新規就農者の所得向上、地域への定着等を進めるため、標記補助事業による農業機械・施設のリース支援を下記のとおり行ないます。要望される方は、別途事前要望調査書をお近くの営農センターまでご提出ください。

記

1 リース支援する農業機械・施設

青年等就農計画に即した農業機械・施設（単純更新は出来ない）

※汎用性があり目的外使用になりえる農業機械・施設は補助対象外です。

2 事業の主な採択要件

次の（1）から（4）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- （1）国庫補助金等の対象とならない農業機械・施設であること。
- （2）JA えひめ南地域農業振興計画の方針等に協力できる組合員であること。
- （3）300 千円以上（消費税抜き）の農業機械・施設であること。
- （4）法定耐用年数に相当する期間内は損害補償保険等に参加すること。

3 県補助率 事業費（消費税は除く）の 1/3 以内 ※各市町の補助率は未定。

4 受付期間 令和8年8月4日（火）～ 9月30日（水）

5 留意事項

- （1）令和9年度県予算が未確定のため、事業内容、採択要件等は変更となる場合があります。
- （2）同一農業経営体による重複申請や他の補助事業との重複申請は出来ません。
- （3）事前要望調査書を提出された方を対象に後日ヒアリングを行ないます。

農業施設等リノベーション対策支援事業

JA えひめ南では、生産資材が高騰する中、コストを抑制しながら高品質な米麦・果樹・野菜類の安定生産に取り組むため、中古の園芸用ハウス・農業用機械や遊休出荷調整施設の有効活用を図る取組支援を下記のとおり行ないます。要望される方は、別途事前要望調査書をお近くの営農センターまでご提出ください。

ただし、来年度事業の本要望時(R9.4月頃)にマッチングができない場合は、対象外となります。

記

1 支援内容

支援項目	内容	主な採択要件
園芸用中古ハウス有効活用支援	【対象品目】 愛媛県野菜・花き振興計画、愛媛県果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画で振興対象としている品目・品種 【対象経費】 園芸用中古ハウス等の解体、移設・再建、補強、修繕、被覆資材張替えに係る経費等	(1) 所有権が事業実施主体又は受益者へ移転すること (2) 新設に比べて低コストであること (3) 法定耐用年数の期間内継続使用すること (4) 園芸施設共済等に参加すること
遊休出荷調整施設有効活用支援	【対象経費】 貸借又は譲渡が確定した遊休出荷調整施設の活用準備に必要な、修繕費、補強費、必要設備導入経費、不要資材等の撤去処分費等	(1) 所有権が事業実施主体又は受益者へ移転又はリース契約されていること (2) 用途が出荷調整に限定されていること (3) 農地法に基づく農地転用許可や所有権移転登記を確実に行うこと
中古農業用機械有効活用支援	【対象経費】 中古農業用機械（トラクター、コンバイン、田植え機等）の取得経費（本体の査定価格に基づく）及び修繕費等	(1) 所有権が事業実施主体又は受益者へ移転すること (2) 専門業者による査定等によって、適正な本体価格を提示できること (3) 過去に補助事業を活用して取得したものでないこと

2 県補助率 事業費（消費税は除く）の 1/2 以内 ※各市町の補助率は未定。

3 受付期間 令和8年8月4日（火）～ 9月30日（水）

※10月以降の要望は随時対応

気候変動適応産地づくり総合対策事業

JA えひめ南では、近年の記録的な猛暑に伴う農作物の品質低下や収量減を回避し、持続可能な産地体制を構築するため、高温障害の軽減に科学的な効果が実証された機械・施設及び生産資材の導入支援を下記のとおり行います。要望される方は、別途事前要望調査書をお近くの営農センターまでご提出ください。

なお、本事業は、単なる既存設備の更新や安価な資材の購入ではなく、データに基づいた環境制御技術や、作業効率化と品質維持を両立する精密管理システムの導入を対象とします。

記

1 事業内容

気候変動（高温対策）に適応した栽培体系の見直しや、新たな栽培技術の導入に必要な機械・施設及び資材の導入を支援。

項目	内容	実施の例
遮光・遮熱	強日射防止、昇温抑制のための生産資材	遮熱カーテン、特殊被覆フィルム等
換気・空気冷却	昇温抑制に必要な機械・施設等	自動巻上げ装置、高性能循環扇等
水分管理	用水、かん水に係る機械・施設	自動灌水システム、簡易ボーリング等
土壌管理	地温抑制等に必要な資材 生育状況に応じた施肥管理に必要な機械	
その他	高温対策技術として認められる機械・施設及び資材	

※事業要件

次に掲げるすべての要件を満たすこと

○県振興計画（①米・麦・大豆生産振興ビジョン、②果樹農業振興計画、③野菜・花き振興計画）で振興品目として位置づけられた品目であること。

○研究機関等で開発された技術や実証結果により、高温障害の回避・軽減が明らかな機械・施設及び生産資材を導入すること。

○えひめ南農協管内で受益農家が3戸以上であること。

2 県補助率 事業費（消費税は除く）の1/3以内 ※各市町の補助率は未定。

3 受付期間 令和8年8月4日（火）～ 9月30日（水）